別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　川越市川越伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	川越市元町二丁目一番地三三

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	美濃市一九九七
主屋	一棟	美濃市二二七四―一

○文部科学省告示第百五十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十五年文部科学省告示第八十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	八女市大字本町一―二
主屋	一棟	八女市大字本町二二四―一
倉庫	一棟	八女市大字本町二二四―一

○文部科学省告示第百六十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十七年文部省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　大田市温泉津伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	大田市温泉津町温泉津口九四

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　篠山市篠山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	篠山市河原町六九
土蔵	一棟	篠山市河原町八〇―一、六九
土蔵	一棟	篠山市河原町六九
土蔵	一棟	篠山市河原町六九
土蔵	一棟	篠山市河原町六九
主屋	一棟	篠山市河原町五九―一、六一―一
土蔵	一棟	篠山市河原町六一―一
主屋	一棟	篠山市河原町四八―一
離れ	一棟	篠山市河原町四八―一
土蔵	一棟	篠山市河原町四八―一
土蔵	一棟	篠山市河原町四八―一
土蔵	一棟	篠山市河原町四八―一
本堂	一棟	篠山市河原町九五

○文部科学省告示第百六十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	伊根町字亀島八四四
土蔵	一棟	伊根町字平田一四七―一

別表六に、次の表に掲げるものを追加する。

別表六　三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
隠居屋	一棟	三好市東祖谷落合二一六
主屋	一棟	三好市東祖谷落合二七五

○文部科学省告示第百六十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正